

証券コード 1967
2025 年 6 月 2 日
(電子提供措置の開始日2025年5月26日)

株 主 各 位

群馬県前橋市古市町118番地
株 式 会 社 ヤ マ ト
代表取締役社長執行役員 町 田 豊

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第80回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.yamato-se.co.jp/ir/library/meeting.html>



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードに1967を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月16日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月17日（火曜日）午前10時00分（受付開始：午前9時15分）
2. 場 所 群馬県前橋市古市町118番地 当社 本社8階 コンベンションホール
3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第80期（2024年3月21日から2025年3月20日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第80期（2024年3月21日から2025年3月20日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役10名選任の件
 - 第3号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の件
 - 第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
4. 招集にあたっての決定事項
 - (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示が無い場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3) インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.yamato-se.co.jp>）においてお知らせいたします。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ 当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 総会ご出席者へのお土産をご用意しておりませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。
 - ◎ 会場のお席に限りがございます。万一、お座り頂けない場合にはご了承くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主様でない代理人およびご同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。



当日ご出席の際は、お手数ながら、
議決権行使書用紙を
会場受付へ
ご提出ください。

株主総会開催日時

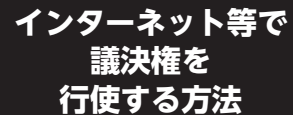
2025年6月17日(火曜日)
午前10時



議決権行使書用紙に
議案の賛否を
ご表示のうえ、
ご返送ください。

行使期限

2025年6月16日(月曜日)
午後5時30分到着分まで



次ページの案内に従って、
議案の賛否を
ご入力ください。

行使期限

2025年6月16日(月曜日)
午後5時30分完了分まで

議決権行使書用紙イメージ

[illegible]

↑こちらを切り取ってご返送ください。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

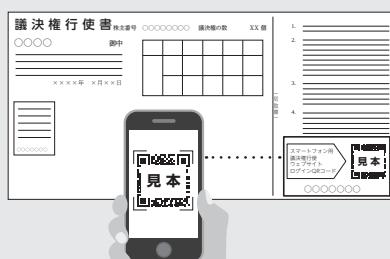
- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

インターネット等で議決権を行使する方法

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

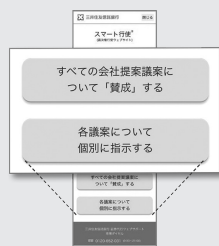
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

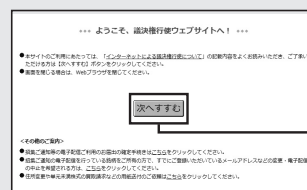
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

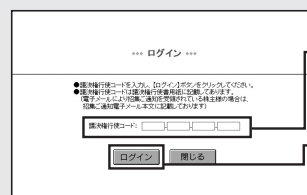
議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。 <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

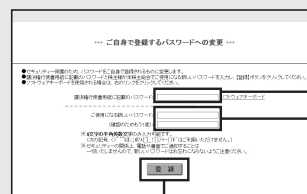
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2024年3月21日から
2025年3月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や旺盛なインバウンド需要などにより、緩やかな回復基調にあります。しかしながら、アメリカの関税政策による世界的な景気後退懸念、地政学リスクなど、先行きについては不透明な状況が続いております。

建設業界においては、堅調な設備投資のもと建設需要は底堅く継続し、受注採算も改善基調で推移しておりますが、資機材価格は高い水準にあり、技術者・技能労働者不足がより深刻化するなど、先行きは依然として楽観できない状況にあります。

このような経営環境のもと、当社グループは「中期経営計画」(2023年～2025年度)に基づき、3つの成長戦略「コア事業の強化・拡大」「グリーンイノベーションの推進」「経営基盤の強化・地域貢献」に取り組み、自社工場での配管加工による、現場施工から工場製造へのトランスフォーメーションを進めております。

この結果、当連結会計年度の受注高は前連結会計年度比5.7%増の593億4千万円、売上高は前連結会計年度比10.1%増の531億6千8百万円、翌連結会計年度への繰越高は前連結会計年度末比15.7%増の455億7千9百万円となりました。

利益面では、営業利益は前連結会計年度比165.3%増の47億9千6百万円、経常利益は前連結会計年度比126.6%増の52億8千3百万円、特別利益として政策保有株式(上場株式)の売却により投資有価証券売却益を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比165.8%増の39億3千2百万円となりました。

セグメントごとの業績は以下のとおりであります。なお、セグメント間取引消去前の金額を使用しております。

（建設工事業）

当社グループの主要事業であり、売上高は526億5千2百万円、セグメント利益（営業利益）は46億5千1百万円となりました。

工事別概況は、以下のとおりであります。なお、セグメント間取引消去後の金額を使用しております。

〔建築・土木〕

当連結会計年度の受注高は、前連結会計年度比9.6%増の23億3千5百万円、売上高は、前連結会計年度比22.9%増の27億9千1百万円となりました。

〔空調・衛生〕

当連結会計年度の受注高は、前連結会計年度比21.7%増の410億4千1百万円、売上高は、前連結会計年度比16.8%増の353億8千9百万円となりました。

〔電気・通信〕

当連結会計年度の受注高は、前連結会計年度比14.9%減の77億4千7百万円、売上高は、前連結会計年度比3.0%減の71億5千5百万円となりました。

〔水処理プラント〕

当連結会計年度の受注高は、前連結会計年度比45.7%減の43億8千6百万円、売上高は、前連結会計年度比23.4%減の44億1千8百万円となりました。

〔冷凍・冷蔵〕

当連結会計年度の受注高は、前連結会計年度比27.6%増の32億8千6百万円、売上高は、前連結会計年度比39.1%増の28億7千2百万円となりました。

工事別の受注高、売上高および繰越高は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

種類別		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設工事業	建築・土木	1,576	2,335	2,791	1,120
	空調・衛生	24,876	41,041	35,389	30,528
	電気・通信	4,780	7,747	7,155	5,372
	水処理プラント	7,406	4,386	4,418	7,375
	冷凍・冷蔵	767	3,286	2,872	1,181
	リース（空調・衛生）	—	11	11	—
計		39,407	58,809	52,637	45,579

（注）セグメント間取引消去後の金額を使用しております。

(商業施設運営業)

当社グループの施設運営事業であり、売上高は5億3千1百万円、セグメント利益(営業利益)は1億6千万円となりました。

2023年3月21日に開駅した「道の駅まえばし赤城」は、赤城山の南麓に位置し、群馬県で33番目に開駅した道の駅となりました。本道の駅は、“モノ×コト×ヒト”の交流拠点をコンセプトとし、市民に愛される道の駅を目指しております。「買い物」「食べる」「リラックス」「遊ぶ」「交流」「学び・体験」の6つの楽しみ方をご提案し、1日中、前橋・赤城を楽しめる施設となっております。

2025年3月初旬発売の『田舎暮らしの本』2025年4月・5月合併号(宝島社)2025年版 道の駅大賞では、全国総合部門第1位を獲得し、昨今ではテレビやラジオなど数多くのメディアにも取り上げられ、地元群馬県のみならず全国的にも高く評価を頂いております。

=====

『田舎暮らしの本』2025年4月・5月合併号(宝島社)

=====

(単位:百万円)

種別	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
商業施設運営業	—	531	531	—
計	—	531	531	—

(注) 商業施設運営業は株式会社ロードステーション前橋上武が運営する「道の駅まえばし赤城」に基づくものです。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は8億3千7百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、以下のとおりであります。

(建設工事業)

当連結会計年度は、当社が建物を中心とした投資を行ったことから、その投資額は8億3千6百万円です。

なお、施工能力に重大な影響を与えるような固定資産の除去、売却等は行っておりません。

(商業施設運営業)

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中の資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

世界各国における金融・関税等の政策などに伴う景気後退の懸念や為替変動リスク、欧州や中東情勢をはじめとした地政学リスクなどから、その先行きは依然として不透明な状況が続いております。

建設業界においては、当面、建設投資は堅調に推移すると思われますが、資機材価格の高騰、労働者不足によるコスト上昇など懸念されます。技能労働者の高齢化や現場労働者数の減少も喫緊の課題となっており、デジタル技術を活用し、より生産効率を高める取組みが求められます。

2026年3月期の連結業績は、中期経営計画数値を達成する見通しです。

項 目	2024 年 3 月 期 (実績)	2025 年 3 月 期 (実績)	2026 年 3 月 期 (予想)	2026 年 3 月 期 (中計目標)
売 上 高	482億円	531億円	530億円	530億円
経 常 利 益	23億円	52億円	46億円	39億円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	14億円	39億円	38億円	—
R O E	4.1%	10.0%	8.9%	8%以上

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

2024年6月5日付で河本工業株式会社の普通株式18,000株を取得いたしました。

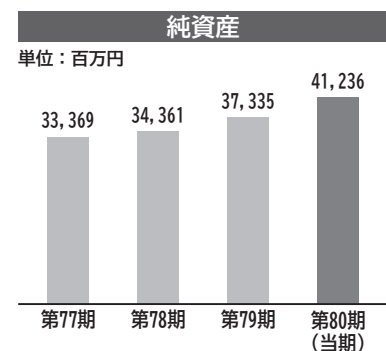
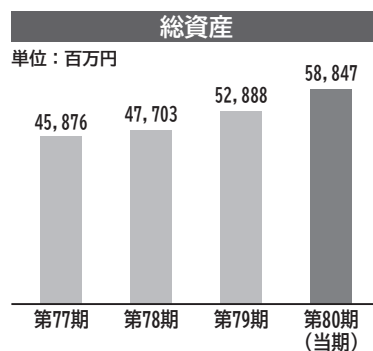
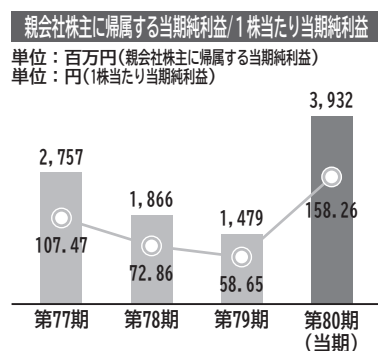
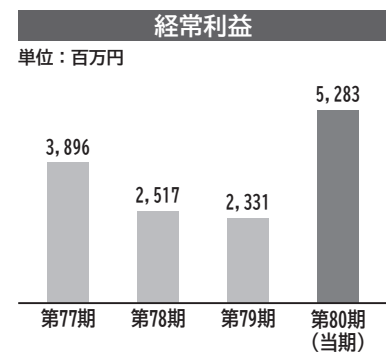
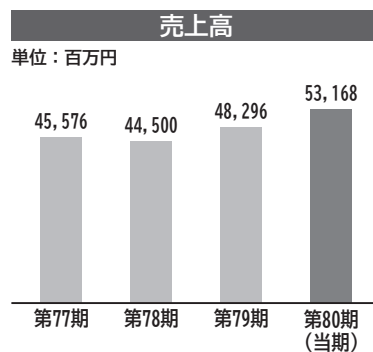
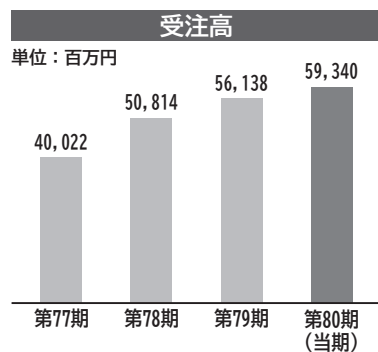
2025年3月10日付で上毛建設株式会社の株式を取得し、完全子会社にいたしました。

(9) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第 77 期 (2022 年 3 月 期)	第 78 期 (2023 年 3 月 期)	第 79 期 (2024 年 3 月 期)	第80期 (2025 年 3 月 期) (当連結会計年度)
受 注 高	40,022	50,814	56,138	59,340
売 上 高	45,576	44,500	48,296	53,168
経 常 利 益	3,896	2,517	2,331	5,283
親会社株主に帰属する当期純利益	2,757	1,866	1,479	3,932
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	107 ^円 47 ^銭	72 ^円 86 ^銭	58 ^円 65 ^銭	158 ^円 26 ^銭
総 資 産	45,876	47,703	52,888	58,847
純 資 産	33,369	34,361	37,335	41,236

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第78期の期首から適用しており、第78期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



(10) 主要な事業内容

当社グループは、当社および子会社11社で構成され、建設工事業を主に営んでおります。

当社グループの事業に係る位置付けおよび事業の種類別セグメントとの関連は、次のとおりであります。

セグメント の名称	事業内容	会社
建設工事業	建築・土木、空調・衛生、電気・通信、水処理プラント、冷凍・冷蔵に関する工事の設計・監理及び施工並びに、これらに関連する事業	当社
	上記各種工事に関わる修理工事及び空調衛生設備工事の施工、保守、点検、維持管理業務の一部を施工	(連結子会社) 大和メンテナンス株式会社 株式会社埼玉ヤマト
	電気設備工事の設計及び施工と当社が施工する上記各種工事に関わる電気設備工事の一部を施工	(連結子会社) 株式会社ヤマト・イズミテクノス
	空調衛生設備工事の設計、施工、保守、点検と当社が施工する上記各種工事に関わる保守、点検の一部を施工	(連結子会社) 株式会社サイエイヤマト
	水力発電装置の維持管理業務と水力発電による電力の売電業務	(連結子会社) 箱島湧水発電PFI株式会社
	鉄骨の設計・加工	(連結子会社) 株式会社大塚製作所
	内装工事業	(連結子会社) 株式会社テンダー
	土木と建築の総合企画設計監理	(連結子会社) 日新設計株式会社
	電気工事業	(連結子会社) 株式会社スズデン
	土木工事業	(連結子会社) 上毛建設株式会社
商業施設運営業	道の駅まえばし赤城の運営業務	(連結子会社) 株式会社ロードステーション前橋上武

(注) 上毛建設株式会社は、2025年3月10日付で完全子会社化しました。

(11) 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地
本 社	群 馬 県 前 橋 市
東 京 支 店	東 京 都 台 東 区
埼 玉 支 店	埼 玉 県 さ い た ま 市 岩 槻 区
栃 木 支 店	栃 木 県 宇 都 宮 市
横 浜 支 店	神 奈 川 県 横 浜 市 西 区
千 葉 支 店	千 葉 県 千 葉 市 中 央 区
高 崎 支 店	群 馬 県 高 崎 市
東 北 支 店	宮 城 県 大 崎 市
朝 倉 工 場	群 馬 県 前 橋 市
大 和 メ ン テ ナ ン ス 株 式 会 社	群 馬 県 前 橋 市
株 式 会 社 埼 玉 ヤ マ ト	埼 玉 県 さ い た ま 市 岩 槻 区
株 式 会 社 ヤ マ ト ・ イ ズ ミ テ ク ノ ス	埼 玉 県 ふ じ み 野 市
株 式 会 社 サ イ エ イ ヤ マ ト	埼 玉 県 さ い た ま 市 岩 槻 区
箱 島 湧 水 発 電 P F I 株 式 会 社	群 馬 県 前 橋 市
株 式 会 社 大 塚 製 作 所	群 馬 県 前 橋 市
株 式 会 社 テ ン ダ ー	群 馬 県 前 橋 市
株 式 会 社 ロ ー ド ス テ ー シ ョ ン 前 橋 上 武	群 馬 県 前 橋 市
日 新 設 計 株 式 会 社	宮 城 県 仙 台 市 太 白 区
株 式 会 社 ス ズ デ ン	山 形 県 山 形 市
上 毛 建 設 株 式 会 社	群 馬 県 利 根 郡 み な か み 町

(注) 上毛建設株式会社は、2025年3月10日付で完全子会社化しました。

(12) 従業員の状況

従業員数	(前連結会計年度末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
1,146名	(30名 増)	44.9 歳	15.7 年

(注) 平均年齢および平均勤続年数は、いずれも小数点第2位以下を切り捨てて表示してあります。

(13) 重要な子会社の状況

(単位：百万円)

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
大 和 メ ン テ ナ ン ス 株 式 会 社	30	100 %	当社施工工事等に関わる修理工事及び空調衛生設備工事の施工、保守、点検、維持管理業務
株 式 会 社 埼 玉 ヤ マ ト	30	100	当社施工工事等に関わる修理工事及び空調衛生設備工事の施工、保守、点検、維持管理業務
株式会社ヤマト・イズミテクノス	30	100	電気設備工事の設計、施工
株 式 会 社 サ イ エ イ ヤ マ ト	20	100	空調衛生設備工事の設計、施工、保守、点検
箱 島 湧 水 発 電 P F I 株 式 会 社	20	100	水力発電装置の維持管理業務と水力発電による電力の売却事業
株 式 会 社 大 塚 製 作 所	20	100	鉄骨の設計・加工
株 式 会 社 テ ン ダ ー	25	100	内装工事業
株式会社ロードステーション前橋上武	100	60	道の駅まえばし赤城の運営業務
日 新 設 計 株 式 会 社	14	100	土木と建築の総合企画設計監理
株 式 会 社 ス ズ デ ン	20	100	電気工事業
上 毛 建 設 株 式 会 社	10	100	土木工事業

- (注) 1. 当社の連結子会社は、上記重要な子会社の状況に記載の11社であります。
2. 上毛建設株式会社は、2025年3月10日付で完全子会社化しました。

(14) 主要な借入先

①当社グループの借入先の状況

(単位：百万円)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 群 馬 銀 行	369
株 式 会 社 東 和 銀 行	580
株式会社オリエンタルコンサルタンツ	272

- (注) 株式会社オリエンタルコンサルタンツは、当社の連結子会社である株式会社ロードステーション前橋上武の主要株主であります。

②当社の借入先の状況

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 24,804,370株（自己株式 2,123,282株を除く）
- (3) 株主数 9,017名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ヤマト社員持株会	1,460 ^{千株}	5.88 %
株式会社群馬銀行	1,221	4.92
株式会社東和銀行	1,189	4.79
サンシャインE号投資事業組合	1,067	4.30
株式会社三晃空調	1,000	4.03
みどり共栄会	970	3.91
株式会社第四北越銀行	874	3.52
サンシャインG号投資事業組合	701	2.82
日本管材センター株式会社	667	2.69
株式会社横浜銀行	594	2.39

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（2,123,282株）を控除して計算しております。
2. 持株比率のパーセントは、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 2024年11月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、UGSアセットマネジメント株式会社が2024年11月14日現在で2,473,400株（保有割合9.19%）を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月20日における同社の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年3月11日開催の取締役会決議に基づき、自己株式415,400株を取得しております。

（ご参考）政策保有株式の状況

当社は、取引先との関係を強化することが、より安定した企業経営に資するとの認識のもと、株式を保有しております。

当該方針に照らして保有意義の低下した株式は縮減する方針としております。

2025年3月期の上場株式売却実績は、8銘柄、860,579千円であります。

当社が保有する政策保有株式の当期末の貸借対照表計上額は、10,300,833千円、保有銘柄数は65銘柄（うち上場株式41銘柄）となっております。

- ・ 2025年3月期に売却した上場株式 8銘柄、860,579千円
- ・ 政策保有株式の保有状況

銘柄数（うち上場株式） 貸借対照表計上額

2024年3月期 69銘柄（47銘柄） 9,144,425千円

2025年3月期 65銘柄（41銘柄） 10,300,833千円

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	委 員 会	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長執行役員	町 田 豊	指名・報酬委員	業務執行最高責任者 株式会社埼玉ヤマト 代表取締役社長 株式会社サイエヤマ 代表取締役社長 株式会社ロードステーション前橋上武 代表取締役
取締役副社長執行役員	吉 井 誠		事業本部長 箱島湧水発電PFI株式会社 代表取締役社長 株式会社大塚製作所 代表取締役社長
取締役専務執行役員	片 沼 聡		首都圏事業部長、兼東京支店長
取締役専務執行役員	木 村 哲 夫		設計本部長、兼技術本部長、兼購買部担当
取締役常務執行役員	佐 藤 邦 昭		冷 熱 部 長
取締役執行役員	藤 井 政 宏		管 理 本 部 長
取締役執行役員	鳥 居 博 恭		エ ン ジ ニ ア リ ン グ 事 業 部 長
取 締 役	石 田 哲 博	指名・報酬委員長	
取 締 役	河 本 榮 一	指名・報酬委員	河 本 工 業 株 式 会 社 取 締 役 会 長
常 勤 監 査 役	齋 藤 利 明		
監 査 役	金 井 祐 二		
監 査 役	望 月 淳		株式会社民間資金等活用事業推進機構 非常勤取締役 エス・オー・シー株式会社 非常勤取締役

- (注) 1. 取締役 石田 哲博氏および取締役 河本 榮一氏は社外取締役であります。
2. 監査役 金井 祐二氏および監査役 望月 淳氏は社外監査役であります。
3. 監査役 金井 祐二氏および監査役 望月 淳氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外取締役 石田 哲博氏、社外取締役 河本 榮一氏、社外監査役 金井 祐二氏、社外監査役 望月 淳氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 代表取締役社長執行役員 町田 豊氏は、2024年5月17日付で株式会社テンダーの代表取締役社長を退任いたしました。
6. 取締役専務執行役員 片沼 聡氏は、2024年5月21日付で株式会社ヤマト・イズミテクノス代表取締役社長を退任いたしました。
7. 取締役 河本 榮一氏は、2024年12月30日付で河本工業株式会社の代表取締役を退任いたしました。
8. 当社は、2024年10月30日付で指名・報酬委員会を設置し、社外取締役 石田 哲博氏（委員長）、代表取締役社長執行役員 町田 豊氏、社外取締役 河本 榮一氏を選任いたしました。

(2) 取締役および監査役の役員報酬等の総額

① 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	97	85	—	11	8
監査役 (社外監査役を除く)	8	8	—	—	2
社外取締役	8	7	—	0	2
社外監査役	6	6	—	—	2

- (注) 1. 上記取締役(社外取締役を除く)の支給人員には、2024年6月18日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれています。
2. 上記監査役(社外監査役を除く)の支給人員には、2024年6月18日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって退任した常勤監査役1名が含まれています。
3. 上記報酬等の額のほか、2024年6月18日開催の第79回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して9百万円、退任監査役1名に対して3百万円(うち常勤監査役1名3百万円)を支給しています。
4. 上記のほか、使用人兼務役員の使用人給与相当額(賞与を含む。)は、100百万円です。
5. 連結報酬等の総額が1億円以上ある者が存在しないため、役員ごとの連結報酬等の総額は記載していません。

② 役員の報酬等に関する株主総会の決議があるときの当該株主総会の決議年月日および当該決議の内容

取締役の報酬等の総額は、1993年6月15日開催の第48回定時株主総会において、年額2億5,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名です。また、監査役の報酬等の総額は、1994年6月15日開催の第49回定時株主総会において、年額3,000万円以内として決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。また、役員の報酬は年額をもって決定しております。

取締役の退職慰労金については、「取締役の退職慰労金支給規程」に基づき、引当金を計上しております。また、監査役の退職慰労金については、2017年6月15日開催の第72回定時株主総会において「監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給」を決議しております。

③ 取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

当社は取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。

1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保・維持を図り、当社の取締役に求められる役割と責任に応じた報酬水準及び報酬体系になるように設計するものとしております。

2) 当社の取締役の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の報酬は、月額報酬、賞与、退職慰労金で構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、賞与を支給いたしません。具体的な金額については、次のとおり決定しております。

I. 月額報酬

「役員の報酬基準」に基づき、役位、職責、在任年数等に応じて地域企業水準、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定し、支給します。

II. 賞与

会社業績に応じて当該取締役の役位や職責等を勘案して決定し、支給します。

III. 退職慰労金

「取締役の退職慰労金支給規定」に基づいて決定し、毎年一定額を引き当てて、退任時に一括して支給します。

- 3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲以内かつ「役員の報酬基準」に基づき作成した報酬案を取締役会に諮り、報酬案に対して独立社外役員の意見を十分に尊重して決定していることから、その内容は基本方針に沿うものであると判断しております。

- ④ 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬体系は、固定報酬のみであります。

- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲以内で、取締役会により一任された代表取締役社長執行役員業務執行最高責任者町田 豊が、取締役会で承認された「役員の報酬基準」に基づき、前事業年度の実績と当該取締役の役位等に応じた報酬額を決定しております。また取締役会が、代表取締役社長執行役員業務執行最高責任者町田 豊に委任した理由につきましては、業務執行最高責任者として当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには最も適していると判断していることに拠ります。

- ⑥ 監査役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲以内において、監査役の協議で決定しております。また、監査役は監査をそれぞれ適正に行うため、独立性を確保する必要があることから固定の月額報酬のみ支給します。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役石田哲博氏の兼職先はなく、重要な取引その他の関係はありません。

社外取締役河本榮一氏の兼職先である河本工業株式会社と当社の間では、業務および資本提携契約を締結しており、当事業年度において空調・衛生工事等の取引がありますが、当社の連結売上高に占める割合は僅少であります。また、河本工業株式会社の普通株式18,000株を譲渡契約に基づき、2024年6月5日付で当社が譲り受けております。その他の重要な取引の関係はありません。

社外監査役金井祐二氏の兼職先はなく、その他の重要な取引の関係はありません。

社外監査役望月 淳氏の兼職先である株式会社民間資金等活用事業推進機構およびエス・オー・シー株式会社と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主な活動の状況および社外取締役・社外監査役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 石 田 哲 博	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに出席し議案の審議等につき、長年にわたる行政機関での見識を活かし、マスメディアの元取締役として経験豊富な経営者の観点から、当社の経営を監督するとともに、経営全般において活発に意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取 締 役 河 本 榮 一	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し議案の審議等につき、建設分野の豊富な経験と幅広い見識を活かし、企業の代表取締役として事業運営を通じて培われた経営者の観点から、当社の経営を監督するとともに、経営全般において活発に意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監 査 役 金 井 祐 二	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに出席し議案の審議に必要な発言を適宜行い、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち全てに出席し、監査に関する重要な事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。
監 査 役 望 月 淳	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに出席し議案の審議に必要な発言を適宜行い、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち全てに出席し、監査に関する重要な事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条第5項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が9回ありました。

(4) 会社役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約に関する事項

当社は、当社のすべての取締役、監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する会社役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の主な概要は、以下の通りであります。

- ① 会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用および損害賠償金等を填補の対象としております。
- ② 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
- ③ 補償地域は日本国内、保険期間は2024年3月28日から1年間であります。
- ④ 当該契約の保険料は、全額当社が負担しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(単位：百万円)

	支 払 額
① 当事業年度に係る報酬等の額	63
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	63

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人との定期的な意見交換や監査実施状況を通じて、監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画が当社を取り巻く経営環境の変化を踏まえたものとなっていることを確認した上で、監査報酬の見積額につき、会社法第399条第1項の同意を得ております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
3. 上記報酬の額以外に、当連結会計年度に前連結会計年度に係る追加監査報酬として13百万円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性や監査体制等に問題があると認められるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたすと判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断したときは、監査役全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

太陽有限責任監査法人は、金融庁から2023年12月26日付で処分を受けており、その概要は以下のとおりであります。

① 処分対象 太陽有限責任監査法人

② 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、すでに監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規締結を除く。）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・ 処分理由に該当することとなった重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

5. 会社の体制および方針

(1)業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制（以下「内部統制」という）に関する基本方針について次のとおり決定しています。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1)当社は、法令、定款、社会規範遵守はもとよりコンプライアンス規範、ヤマト行動基準に基づくコンプライアンスの組織体制、規程を整備する。
 - 2)取締役は、率先してコンプライアンスの充実強化に努め、取締役会の構成員として経営に関する重要事項および業務執行状況を取締役に報告する。
 - 3)取締役会をコンプライアンスの最高責任機関とし、取締役会より委任を受けたコンプライアンス委員会は、コンプライアンス行動計画の内容、コンプライアンスに関する重要事項を協議・検討する。
 - 4)総務部にコンプライアンス統括室を置き、コンプライアンスに関する事項を横断的に管理統括する。
 - 5)監査部は、法令、定款および諸規程等への準拠性、管理の妥当性・有効性の検証を目的として監査を実施する。
 - 6)役職員が法令違反行為等について直接、報告、相談、通報できるコンプライアンス・ホットラインを設置する。
 - 7)役職員に対しコンプライアンスの啓発活動、研修を定期的実施し、コンプライアンス遵守の周知徹底を図る。
 - 8)これらの活動は、コンプライアンス委員会を通じ、定期的に取り締役会および監査役会に報告される。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項
 - 1)法令および文書管理規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に適正に保存、記録、管理する。
 - 2)取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
 - 3)情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティの維持、向上、ならびに情報資産のリスク防止対策を確立し、その施策を推進する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - 1)取締役、部門長およびグループ会社取締役で構成する業務執行会議においてリスク管理に関する情報を共有し、グループ全体でリスクの把握に努める。
 - 2)不測の事態に備え冷静かつ適正に対処、解決すべく危機管理規程を整備する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1)取締役会は、経営方針その他業務執行に関する重要な事項を審議決定する。
 - 2)取締役会で付議すべき事項、報告事項を具体的に定める取締役会規則に基づいて、取締役会の迅速かつ適切な意思決定を図る。

- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 経営理念、基本方針をグループ全体に適用し、当社グループすべての役職員に周知徹底する。
 - 2) 内部統制の基本方針に基づき子会社の遵守体制整備の指導および支援を行うとともに、企業集団としてのコンプライアンス体制を構築する。
 - 3) 子会社の事業運営に関する重要事項については、当社取締役会への付議事項、報告事項を定め、加えて事前協議等が行われる体制を構築する。
 - 4) 各子会社は業績、財務状況については定期的に、その他重要事項はその都度報告する。
 - 5) 監査部は、子会社監査を実施し、子会社の適正な業務執行を監視する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合その期間において、その使用人を置くことができる。
 - 2) 監査役を補助すべき使用人は、その他の業務を兼務しない。
 - 3) 監査役を補助すべき使用人は、取締役の指揮命令を受けない。
- ⑦ 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 1) 取締役は、監査役から会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行に関する事項について報告を求められたときは、適切な報告を行う。
 - 2) 役職員は、取締役の職務の遂行に関する不正行為を発見した場合、監査役に報告する。
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 1) 監査役への報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員全員に周知徹底する。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - 1) 監査役がその職務の執行について会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。
 - 2) 監査役がその職務の執行につき調査を行う場合は、役職員、関係部署はこれに協力する。
 - 3) 監査役は、会計監査人およびグループ各社の監査役と緊密に連携を保ち、会計監査人から監査結果について報告を受け、監査役相互間で、意見交換、協議を行う。
 - 4) 監査役会の重要情報収集ならびに監査機能を確保するため、監査役は取締役会および業務執行会議に出席する。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めています。当事業年度における運用状況の主な概要は、次のとおりです。

① 内部統制の基本方針（業務の適正を確保するための体制）の内容の周知

「内部統制の基本方針（業務の適正を確保するための体制）」の趣旨、内容等についてヤマトイントラネットに掲載し、当社グループ全体への周知を図っております。

② コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、コンプライアンス規範、ヤマト行動基準をヤマトイントラネットに掲載し、全役職員が常時閲覧可能な状態にしています。また、半期毎にコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスの行動計画の内容、コンプライアンスに関する重要事項を協議・検討し、コンプライアンス統括室は、推進状況の確認および改善を促進しております。

また、役職員に対し、コンプライアンス関連のコラムをヤマトイントラネットに掲載し啓発活動に努めております。なお、「コンプライアンス・ホットライン」について、コンプライアンス統括室および経営陣から独立した常勤監査役ならびに社外弁護士に窓口を設置し、内部通報しやすい環境を整備して運用しております。

監査部はコンプライアンスの強化・充実のために、定期的に内部統制の監査を実施しています。

③ リスク管理体制

不測の事態に備え冷静かつ適正に対処、解決するため危機管理規程に基づいて、リスクの把握を継続的に行っています。また、経営に与える影響が大きいと思われるリスクに関しては、取締役、部門長およびグループ会社取締役で構成する業務執行会議でリスク管理に関する情報を共有し、グループ全体でリスクの把握に努めています。

④ グループ管理体制

毎月開催される業務執行会議でグループ会社の取締役から経営状況等の報告を受け、現況を把握できる体制になっています。また、監査部が子会社の監査を定期的の実施しています。

⑤ 監査役の監査体制

当社の監査役は毎月、監査役会を開催し、情報交換を行い、取締役会、業務執行会議等重要な会議に出席し、監査の実効性の向上を図っています。監査部は監査結果について、また、コンプライアンス統括室は「コンプライアンス・ホットライン」の通報・相談状況について、監査役に報告を行っています。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	34,739,278	流 動 負 債	14,951,177
現 金 預 金	11,494,518	工 事 未 払 金	7,335,280
受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産	17,874,510	買 掛 金	109,885
電 子 記 録 債 権	1,023,847	短 期 借 入 金	680,000
有 価 証 券	822,654	1年内返済予定の長期借入金	42,247
未 成 工 事 支 出 金 等	2,226,468	未 払 法 人 税 等	1,405,206
そ の 他	1,310,890	未 払 消 費 税 等	449,237
貸 倒 引 当 金	△13,610	未 払 役 員 報 酬	13,000
		未 払 費 用	1,010,249
		契 約 負 債	2,156,391
		賞 与 引 当 金	1,213,932
		完 成 工 事 補 償 引 当 金	69,278
		工 事 損 失 引 当 金	18,374
		株 主 優 待 引 当 金	34,940
		そ の 他	413,154
固 定 資 産	24,108,213	固 定 負 債	2,660,191
有 形 固 定 資 産	8,059,974	長 期 借 入 金	499,277
建 物 ・ 構 築 物	2,993,241	繰 延 税 金 負 債	1,942,663
機 械 ・ 運 搬 具	285,080	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	131,311
土 地	4,331,779	そ の 他	86,938
そ の 他	449,872		
無 形 固 定 資 産	1,577,287	負 債 合 計	17,611,369
の れ ん	190,786	純 資 産 の 部	
施 設 利 用 権	785,857	株 主 資 本	36,123,005
そ の 他	600,643	資 本 金	5,000,000
投 資 そ の 他 の 資 産	14,470,951	資 本 剰 余 金	4,730,625
投 資 有 価 証 券	12,255,933	利 益 剰 余 金	27,781,730
繰 延 税 金 資 産	65,430	自 己 株 式	△1,389,350
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,644,712	その他の包括利益累計額	5,028,902
そ の 他	504,875	その他有価証券評価差額金	4,588,733
		退職給付に係る調整累計額	440,169
		非 支 配 株 主 持 分	84,215
		純 資 産 合 計	41,236,123
資 産 合 計	58,847,492	負債純資産合計	58,847,492

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

連結損益計算書

(2024年3月21日から
2025年3月20日まで)

(単位：千円)

売上高	53,168,544
売上原価	45,310,745
売上総利益	7,857,798
販売費及び一般管理費	3,061,071
営業利益	4,796,727
営業外収益	
受取利息及び配当金	377,998
持分法による投資利益	4,590
受取賃貸料	38,932
助成金収入	35,577
電力販売収益	4,593
為替差益	43,647
その他	55,010
営業外費用	
支払利息	30,654
賃貸費用	27,906
有価証券償還損	624
電力販売費用	874
その他	13,261
経常利益	73,320
特別利益	
負ののれん発生益	28,803
固定資産売却益	11,623
投資有価証券売却益	538,270
特別損失	
固定資産売却損	6,351
固定資産処分損失	2,174
減損損失	73,458
投資有価証券評価損	2,687
投資有価証券売却損	120
税金等調整前当期純利益	84,793
法人税、住民税及び事業税	5,777,661
法人税等調整額	1,825,735
当期純利益	1,819,975
非支配株主に帰属する当期純利益	3,957,686
親会社株主に帰属する当期純利益	24,733
	3,932,952

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

連結株主資本等変動計算書

（ 2024年3月21日から
2025年3月20日まで ）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,000,000	4,730,625	24,529,716	△939,278	33,321,063
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△680,938		△680,938
親会社株主に帰属する当期純利益			3,932,952		3,932,952
自 己 株 式 の 取 得				△450,072	△450,072
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	3,252,014	△450,072	2,801,942
当 期 末 残 高	5,000,000	4,730,625	27,781,730	△1,389,350	36,123,005

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	3,767,538	186,936	3,954,474	59,481	37,335,019
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△680,938
親会社株主に帰属する当期純利益					3,932,952
自 己 株 式 の 取 得					△450,072
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	821,194	253,232	1,074,427	24,733	1,099,161
連結会計年度中の変動額合計	821,194	253,232	1,074,427	24,733	3,901,103
当 期 末 残 高	4,588,733	440,169	5,028,902	84,215	41,236,123

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連 結 子 会 社 の 数 …… 11社

連 結 子 会 社 の 名 称 …… 大和メンテナンス㈱、㈱埼玉ヤマト、㈱ヤマト・イズミテクノス、
㈱サイエイヤマト、箱島湧水発電PFI㈱、㈱大塚製作所、
㈱テンダー、㈱ロードステーション前橋上武
日新設計㈱、㈱スズデン、上毛建設㈱

持分法適用関連会社であった上毛建設㈱の2025年3月10日の株式の追加取得により、同社を連結子会社として連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 …… 1社

持分法適用会社の名称 ……上毛建設㈱

持分法適用関連会社であった上毛建設㈱の2025年3月10日の株式の追加取得により、同社を連結子会社として連結の範囲に含めております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、㈱スズデンの決算日は1月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

そ の 他 有 価 証 券

市場価格のない株式等以外のもの …… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価しております。

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産の評価基準および評価方法

未 成 工 事 支 出 金 …… 個別法による原価法によっております。

材 料 貯 蔵 品 …… 最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 産 …… 定率法によっております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

② 無 形 固 定 資 産

・ 自社利用のソフトウェア …… 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・ 施 設 利 用 権 …… 施設利用期間である15年～20年を耐用年数とし、定額法によりその取得原価を各事業年度に配分しております。

・ の れ ん …… その効果が発現すると見積もられる期間（計上後20年以内）で均等償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準により計上する方法によっております。
- ③ 完成工事補償引当金 …… 完成工事引渡し後に発生する無償の補修費用に充てるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上する方法によっております。
- ④ 工事損失引当金 …… 受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち、重要な損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることが可能な工事について、損失見込額を計上しております。
- ⑤ 株主優待引当金 …… 株主優待制度に伴う費用の発生に備えるため、株主優待制度に基づき、将来見込まれる額のうち報告期間の負担額を計上しております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金 …… 役員の退職により支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点でまたは充足するにつれて収益を認識する

当社及び連結子会社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

建設工事業について、工事請負契約等を締結の上、施工等を行っており、完成した建設製品を顧客に引き渡す履行義務を負っております。

当該契約について、約束した財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、当該財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法を採用しております。当該工事請負契約等における履行義務の性質を踏まえ、発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、主として各期末までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階を除き、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの、発生費用の回収が見込まれる場合は原価回収基準により収益を認識しております。

契約における工事着工日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

なお、取引価格および履行義務の対価の支払条件は、請負工事契約等により決定されており、通常、完成した成果物の引き渡しと同時期に請負代金の支払を受けております。また、変動対価等を含む収益の額に重要性はなく、履行義務の対価に重大な金融要素を含んでおりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

5. 会計上の見積りに関する事項

売上高及び工事損失引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり認識される売上高	38,079,727千円
うち、未完成の工事請負契約について、当社が認識した売上高	9,211,654千円
工事損失引当金	18,374千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定の期間にわたり認識される売上高は、合理的に見積もられた工事収益総額、工事原価総額及び決算日における履行義務の充足に係る進捗度に基づいて計上しています。

建設工事において顧客と締結する工事請負契約では、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積ることにより、一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用しており、履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、各期末までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合（インプット法）に基づいています。

工事原価総額は実行予算を基礎として見積っています。実行予算は、工事現場責任者が、資材仕入先や外注先から見積書等を入手のうえ、工事案件ごとの施工条件等を踏まえて策定し、工事原価管理部署の責任者等が承認しています。また、工事の進捗に伴い、実行予算を必要に応じて見直しています。

しかし、当社グループで施工する工事案件は、工事案件ごとに仕様や工期等が異なり個性が強く、画一的な判断尺度が得られにくいことから、工事原価総額の見積りと見直しに当たっては、工事施工や原価管理に関する専門的な知識と経験に基づく一定の仮定と判断が必要となります。また、工事着手後の状況変化により想定していなかった追加原価が発生する可能性があり、工事原価総額の見積りには不確実性を伴うことから、工事原価総額が大幅に変動した場合には、翌連結会計年度の業績に影響を与える可能性があります。

また、工事請負契約について、その超過すると見込まれる額（工事損失）のうち、当該工事請負契約に関して既に計上された損益の額を控除した残額を、工事損失引当金として計上しています。

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	190,786千円
減損損失	73,458千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度末の連結計算書類に計上されているのれん190,786千円のうち113,371千円は、当社の連結子会社である株式会社スズデンを取得した際に、取得時点での同社の将来の事業計画に基づき計上されたものです。

株式会社スズデンに係るのれんについては、同社における継続した営業損失の発生や経営環境の著しい悪化、事業計画からの大幅な乖離等の有無をもとに減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候がある場合には、事業計画に基づき算定された割引前将来キャッシュ・フロー総額と帳簿価額を比較して、減損損失の認識の要否を判定しております。減損損失の認識が必要と判定された場合には、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

株式会社スズデンの業績が当初予定していた事業計画を下回ったことから、今後の事業計画を見直した結果、73,458千円の減損損失を計上しました。

事業計画には、将来における新規受注高や原価率といった重要な仮定が含まれておりますが、これらは経営環境の変化等により影響を受ける可能性があり、実際の実績が見積りと異なる場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 7,043,102千円
2. 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の電子記録債権が連結会計年度末日残高に含まれております。
電子記録債権 36,959千円
3. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約にかかる未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は1,951千円であります。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 売上高の内訳は次の通りです。

完成工事高	52,626,442千円
その他事業売上高	542,101千円
計	53,168,544千円

2. 完成工事高のうち、一定の期間にわたり認識される完成工事高は、38,079,727千円であります。
3. 研究開発費の総額は、182,298千円であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数 普通株式 26,927,652株
2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月18日 定時株主総会	普通株式	680,938	27	2024年3月20日	2024年6月19日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年6月17日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 1,116,196千円
- ② 1株当たり配当額 45円
- ③ 基準日 2025年3月20日
- ④ 効力発生日 2025年6月18日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、未払事業税等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金、退職給付に係る資産であります。
2. 「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から防衛特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、2027年3月21日以降に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については、従来の30.5%から31.4%となります。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、必要に応じて銀行等金融機関からの借入により資金調達しております。投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、毎月の定例会議において工事別の債権回収状況についてその状況を役職員全員が把握しており、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券・投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び、安全運用に係る短期のもので、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。営業債務である工事未払金及び未払費用は、1年以内の支払期日であります。借入金、営業取引に係る運転資金の調達を目的としたものであります。営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券・投資有価証券 その他有価証券	12,310,300	12,310,300	—
資産計	12,310,300	12,310,300	—
長期借入金	541,524	504,773	△36,751
負債計	541,524	504,773	△36,751

(※1) 現金預金、受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産、電子記録債権、工事未払金、買掛金、短期借入金並びに未払費用につきましては、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は「有価証券・投資有価証券」に含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表価額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式等	768,287

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金預金	11,494,518	—	—	—
受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産	17,874,510	—	—	—
電子記録債権	1,023,847	—	—	—
有価証券・投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	293,619	818,958	462,293	194,524
合計	30,686,495	818,958	462,293	194,524

4. 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
短期借入金	680,000	—	—	—	—	—
長期借入金	42,247	40,939	41,316	41,696	42,081	333,243
合計	722,247	40,939	41,316	41,696	42,081	333,243

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	9,714,197	—	—	9,714,197
債券	—	1,769,397	—	1,769,397
その他	—	826,705	—	826,705
資産計	9,714,197	2,596,103	—	12,310,300

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	504,773	－	504,773
負債計	－	504,773	－	504,773

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している債券その他は市場での取引頻度が低く、活発な市場における取引相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

項目	建設工事業					商業施設 運営業	合計
	建築・ 土木	空調・ 衛生	電気・ 通信	水処理 プラント	冷凍・ 冷蔵		
一定期間にわたり移転される財又はサービス							
建設	2,764,767	33,562,051	7,155,489	4,372,948	2,872,276	－	50,727,533
設備等の メンテナンス	－	1,827,089	－	－	－	－	1,827,089
不動産管理	－	－	－	－	－	352,962	352,962
一時点で提供される財							
物品等の販売	26,709	－	－	45,109	－	178,066	249,885
顧客との契約 から生じる収益	2,791,477	35,389,140	7,155,489	4,418,058	2,872,276	531,028	53,157,470
リース収益	－	11,073	－	－	－	－	11,073
外部顧客への売上高	2,791,477	35,400,213	7,155,489	4,418,058	2,872,276	531,028	53,168,544

なお、一定期間にわたり移転される財又はサービスには、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日改正）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日改正）に従い顧客との契約について認識される売上高が含まれております。

リース収益は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づくものであります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	8,747,290
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	8,082,153
契約資産（期首残高）	9,610,832
契約資産（期末残高）	10,816,203
契約負債（期首残高）	2,848,102
契約負債（期末残高）	2,156,391

注) 1. 顧客との契約から生じた債権

顧客との契約から生じた債権は、請負工事契約において顧客による検収、顧客への引渡しを完了した時点で契約資産から債権へ変更しております。顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表において、受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産、電子記録債権に含めております。

2. 契約資産

契約資産は、請負工事契約における履行義務の充足に基づいて認識される権利です。工事の進捗度に応じて契約資産を認識し、顧客による検収、顧客への引渡しを完了した時点で顧客との契約から生じた債権に含めております。契約資産は、連結貸借対照表において、受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産に含めております。

3. 契約負債

契約負債は、請負工事契約における履行義務の充足に先立って受領した対価であり、履行義務を充足した時点で収益に振り替えられます。

4. 当期認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていた金額は1,731,548千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	16,855,762
1年超	21,828,974
合計	38,684,736

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1,659円06銭

1株当たり当期純利益

158円26銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(企業結合に関する注記)

(取得による企業結合)

当社は、2025年2月27日開催の取締役会において、持分法適用の関連会社であった上毛建設株式会社の株式を取得して子会社化することを決議し、2025年3月10日付で株式を取得したことにより子会社化しました。

(1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称 上毛建設株式会社
事業の内容 土木工事業
- ② 企業結合を行った主な理由
当社は地域共生を目的とした事業展開を目指しており、特に群馬県内に於いては県内全体でのネットワークを構築すべきと考えております。地域の中堅事業者として上毛建設株式会社を当社の連結子会社とすることにより、地域と共にしたビジネスの拡充が図れ、当社グループの企業価値向上に資するものと考えております。
- ③ 企業結合日
2025年3月10日（みなし取得日 2025年3月20日）
- ④ 企業結合の法的形式
株式取得
- ⑤ 企業結合後の名称
結合後の企業の名称に変更はありません。
- ⑥ 取得した議決権比率
企業結合日直前に所有していた議決権比率 40%
企業結合日に取得した議決権比率 60%
取得後の議決権比率 100%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したことによります。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

該当事項はありません。

ただし、被取得企業は当社の持分法適用関連会社であったため、2024年3月21日から2025年3月20日までの業績を持分法による投資利益として計上しております。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得前に行った現金による株式取得の対価	80,000千円
企業結合日に追加取得した取得の対価(現金)	107,500千円
取得原価	187,500千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	10,000千円
-----------	----------

(5) 発生した負ののれんの金額及び発生原因

- ① 発生した負ののれん発生益の金額
28,803千円
- ② 発生原因
企業結合時の被取得企業の時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

流動資産	189,976千円
固定資産	249,175千円
資産合計	439,152千円
流動負債	215,946千円
固定負債	12,700千円
負債合計	228,646千円

(7) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
当該影響額の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

株式会社ヤマト

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西村 健太 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 丸田 力也 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマトの2024年3月21日から2025年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2024年3月21日から2025年3月20日までの第80期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役および使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2022年3月12日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

以 上

2025年5月14日

株 式 会 社 ヤ マ ト 監査役会

常勤監査役 齋 藤 利 明 ⑩

監 査 役 金 井 祐 二 ⑩

監 査 役 望 月 淳 ⑩

（注） 監査役金井 祐二および監査役望月 淳は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(2025年3月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	27,247,581	流 動 負 債	12,841,769
現 金 預 金	5,906,239	工 事 未 払 金	7,174,321
受 取 手 形	39,787	未 払 費 用	815,188
電 子 記 録 債 権	995,473	未 払 法 人 税 等	1,156,000
完 成 工 事 未 収 入 金	5,871,640	未 払 消 費 税 等	302,290
契 約 資 産	10,132,820	契 約 負 債	1,989,109
有 価 証 券	823,404	賞 与 引 当 金	938,000
材 料 貯 蔵 品	154,921	完 成 工 事 補 償 引 当 金	66,064
未 成 工 事 支 出 金	1,729,030	工 事 損 失 引 当 金	18,374
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	200,787	株 主 優 待 引 当 金	34,940
未 収 入 金	855,603	そ の 他	347,480
そ の 他	537,873		
固 定 資 産	23,151,149	固 定 負 債	1,935,233
有 形 固 定 資 産	7,267,416	関 係 会 社 長 期 借 入 金	100,000
建 物 ・ 構 築 物	2,778,516	繰 延 税 金 負 債	1,704,161
機 械 ・ 運 搬 具	243,787	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	126,538
工 具 器 具 ・ 備 品	255,391	そ の 他	4,532
土 地	3,846,796	負 債 合 計	14,777,002
建 設 仮 勘 定	142,923	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	375,730	株 主 資 本	31,097,670
投 資 そ の 他 の 資 産	15,508,002	資 本 金	5,000,000
投 資 有 価 証 券	12,064,082	資 本 剰 余 金	4,730,625
関 係 会 社 株 式	1,317,073	資 本 準 備 金	4,499,820
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,397,270	そ の 他 資 本 剰 余 金	230,804
長 期 前 払 費 用	21,659	利 益 剰 余 金	22,756,396
前 払 年 金 費 用	950,843	利 益 準 備 金	469,687
団 体 生 命 保 険 金	104,546	そ の 他 利 益 剰 余 金	22,286,708
敷 金 及 び 保 証 金	65,771	別 途 積 立 金	4,200,000
会 員 権	82,590	繰 越 利 益 剰 余 金	18,086,708
そ の 他	13,819	自 己 株 式	△1,389,350
貸 倒 引 当 金	△509,655	評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,524,058
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,524,058
		純 資 産 合 計	35,621,729
資 産 合 計	50,398,731	負 債 純 資 産 合 計	50,398,731

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

損 益 計 算 書

(2024年3月21日から)
(2025年3月20日まで)

(単位：千円)

完 成 工 事 高		44,462,385
完 成 工 事 原 価		38,647,462
完 成 工 事 総 利 益		5,814,922
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,758,821
営 業 利 益		4,056,100
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	380,439	
受 取 賃 貸 料	30,678	
電 力 販 売 収 益	4,593	
そ の 他	74,931	490,642
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	20,851	
賃 貸 費 用	17,875	
電 力 販 売 費 用	874	
そ の 他	7,319	46,921
経 常 利 益		4,499,821
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	11,613	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	538,270	549,884
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	6,351	
固 定 資 産 処 分 損	2,078	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	509,655	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	100	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,999	520,185
税 引 前 当 期 純 利 益		4,529,520
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,472,957	
法 人 税 等 調 整 額	22,136	1,495,094
当 期 純 利 益		3,034,426

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

株主資本等変動計算書

（ 2024年3月21日から
2025年3月20日まで ）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	5,000,000	4,499,820	230,804	4,730,625	469,687	4,200,000	15,733,219	20,402,907
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△680,938	△680,938
当期純利益							3,034,426	3,034,426
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	2,353,488	2,353,488
当 期 末 残 高	5,000,000	4,499,820	230,804	4,730,625	469,687	4,200,000	18,086,708	22,756,396

（単位：千円）

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△939,278	29,194,254	3,730,365	3,730,365	32,924,619
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△680,938			△680,938
当 期 純 利 益		3,034,426			3,034,426
自 己 株 式 の 取 得	△450,072	△450,072			△450,072
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			793,692	793,692	793,692
事業年度中の変動額合計	△450,072	1,903,416	793,692	793,692	2,697,109
当 期 末 残 高	△1,389,350	31,097,670	4,524,058	4,524,058	35,621,729

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子 会 社 株 式 …… 移動平均法による原価法によっております。

そ の 他 有 価 証 券

市場価格のない株式等以外のもの …… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
 なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価しております。

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

未 成 工 事 支 出 金 …… 個別法による原価法によっております。

材 料 貯 蔵 品 …… 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産 …… 定率法によっております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

(2) 無 形 固 定 資 産

・ 自社利用のソフトウェア …… 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金 ……

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金 ……

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準により計上する方法によっております。

(3) 完成工事補償引当金 ……

完成工事引渡し後に発生する無償の補修費用に充てるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上する方法によっております。

(4) 工 事 損 失 引 当 金 ……

受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末手持工事のうち、重要な損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることが可能な工事について、損失見込額を計上しております。

(5) 株 主 優 待 引 当 金 ……

株主優待制度に伴う費用の発生に備えるため、株主優待制度に基づき、将来見込まれる額のうち報告期間の負担額を計上しております。

(6) 退 職 給 付 引 当 金 ……

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。事業年度末において、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過している場合は、超過額を前払年金費用として計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

- (7) 役員退職慰労引当金 …… 役員の退職により支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

当社は、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点でまたは充足するにつれて収益を認識する

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

建設工事業について、工事請負契約等を締結の上、施工等を行っており、完成した建設製品を顧客に引き渡す履行義務を負っております。

当該契約について、約束した財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、当該財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法を採用しております。当該工事請負契約等における履行義務の性質を踏まえ、発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、主として各期末までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また契約の初期段階を除き、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの、発生費用の回収が見込まれる場合は原価回収基準により収益を認識しております。

契約における工事着工日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

その他、建設工事業で行っている一部の業務委託に関する取引について、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する場合に、顧客から受取る額から業務委託先等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

なお、取引価格および履行義務の対価の支払条件は、請負工事契約等により決定されており、通常、完成した成果物の引き渡しと同時期に請負代金の支払を受けております。また、変動対価等を含む収益の額に重要性はなく、履行義務の対価に重大な金融要素を含んでおりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法 …… 退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

6. 会計上の見積りに関する事項

完成工事高及び工事損失引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり認識される完成工事高	33,703,983千円
うち、未完成の工事請負契約について認識した完成工事高	9,211,654千円
工事損失引当金	18,374千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表」会計上の見積りに関する事項に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

関係会社に対する投融資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	1,317,073千円
関係会社短期貸付金	200,787千円
関係会社長期貸付金	1,397,270千円
貸倒引当金	△509,655千円
貸倒引当金繰入額	509,655千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式はすべて市場価格のない株式であり、その株式の実質価額が帳簿価額を著しく下回った場合、将来の事業計画に基づく回復可能性があるものを除き、減損処理を実施しております。また、関係会社に対する貸付金については、対象会社の財政状態や経営成績の状況、将来の事業計画に基づき、回収可能性を検討した上で、回収が見込めない場合に貸倒引当金を計上しております。

関係会社株式のうち600,000千円及び関係会社に対する貸付金のうち910,000千円は、当社の連結子会社である株式会社スズデンに対するものであります。株式会社スズデンの業績が当初予定していた事業計画を下回ったことから今後の事業計画を見直した結果、同社に対する貸付金について455,000千円の貸倒引当金繰入額を計上しました。

事業計画には、将来における新規受注高や原価率といった重要な仮定が含まれておりますが、これらは経営環境の変化等により影響を受ける可能性があり、実際の実績が見積りと異なる場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

- 有形固定資産の減価償却累計額 6,156,170千円
- 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示しているものを除く）

短期金銭債権	133,909千円
短期金銭債務	739,588千円
- 事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の満期手形及び電子記録債権が事業年度末日残高に含まれております。
電子記録債権 36,959千円
- 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約にかかる未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は1,951千円であります。

(損益計算書に関する注記)

- 完成工事高のうち、一定の期間にわたり認識される完成工事高は、33,703,983千円であります。
- 関係会社との取引高

売 上 高	42,084千円
仕入高、販売費および一般管理費	2,899,317千円
営業取引以外の取引高	25,413千円
- 研究開発費の総額は、182,298千円であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数	普通株式	2,123,282株
-------------------------	------	------------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生主な原因は、賞与引当金、未払事業税等であり、繰延税金負債の発生主な原因は、
 その他有価証券評価差額金、前払年金費用であります。
2. 「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日
 以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、2027年3月21日以降
 に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については、従来の30.5%から31.4%となります。
 なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社スズデン	山形県山形市	20,000	電気工事業	(所有) 100%	資金の援助及び役員の兼任	資金の貸付	300,000	関係会社長期貸付金	910,000
							資金の返済	250,000		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付については、無利息としております。

2. 関係会社長期貸付金に対し、455,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度においては、455,000千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

2. 役員及びその近親者等

種類	会社等 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	河本 榮一	-	-	当社社外取締役	(所有) 0.02%	社外取締役	株式の取得	92,346	投資有価証券	92,346
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	河本工業株式会社	群馬県館林市	30,000	総合建設業	(所有) 5.53% (被所有) 1.98%	営業上の取引	売上高	749,951	契約資産	151,075
									完成工事未収入金	46,685
							株式の取得	184,692	投資有価証券	184,692

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 投資有価証券の取得価額については、企業価値を勘案し、双方協議の上、合理的に決定しております。

2. 営業上の取引については、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件としております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1,436円11銭

1株当たり当期純利益

122円10銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

株 式 会 社 ヤ マ ト

取 締 役 会 御 中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 村 健 太 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 丸 田 力 也 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマトの2024年3月21日から2025年3月20日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月21日から2025年3月20日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針・計画において職務分担等に基づいて、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務分担等に従い、取締役、内部監査部門（監査部）その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および各支店において業務の状況を調査いたしました。
子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
また、子会社取締役を含め取締役・執行役員全員に「取締役職務執行確認書」の提出を求め、取締役自身の行為および取締役が担当する業務執行に伴う適法性の確認を行いました。
 - ② 事業報告に記載されている「取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」に必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2022年3月12日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

以 上

2025年5月14日

株 式 会 社 ヤ マ ト 監査役会

常勤監査役 齋 藤 利 明 ㊞

監 査 役 金 井 祐 二 ㊞

監 査 役 望 月 淳 ㊞

(注) 監査役金井 祐二および監査役望月 淳は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、適正な成果の配分を基本としております。

第80期の期末配当につきましては、2025年10月1日に創業80周年を迎えますことから、記念配当を加えた、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき45円（うち、普通配当40円・記念配当5円）
総額1,116,196,650円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月18日

第2号議案 取締役10名選任の件

現取締役全員9名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	まちだ ゆたか 町 田 豊 (1952年6月11日生)	1975年3月 当社入社 2000年3月 当社冷熱部工事二部長代理 2002年3月 当社栃木支店工事部長 2003年3月 当社栃木支店長 2005年6月 当社執行役員栃木支店長 2009年6月 当社取締役執行役員栃木支店長 2011年3月 当社取締役常務執行役員栃木支店長 2013年3月 当社取締役常務執行役員事業本部長兼技術本部・栃木支店業務執行責任者 2013年6月 当社専務取締役事業本部長兼栃木支店業務執行責任者 2015年6月 当社取締役副社長事業本部長兼栃木支店業務執行責任者 2016年6月 当社代表取締役社長執行役員事業本部長業務執行最高責任者 2019年3月 当社代表取締役社長執行役員業務執行最高責任者（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社埼玉ヤマト 代表取締役社長 株式会社サイエイヤマト 代表取締役社長 株式会社ロードステーション前橋上武 代表取締役	86,000株
〔取締役候補者とした理由〕町田 豊氏は、2009年に当社の取締役就任後、2016年から当社の代表取締役として、当社グループの経営を担ってまいりました。こうした経営者の実績と経験を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上を目指すため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
2	よしい まこと 吉 井 誠 (1950年1月19日生)	1972年3月 当社入社 1998年3月 当社環境建設部営業統括部長 2002年3月 当社環境事業部長 2005年6月 当社取締役執行役員環境事業部長 2006年3月 当社取締役執行役員環境事業部長兼高崎支店担当 2011年3月 当社取締役常務執行役員環境事業部長兼高崎支店長 2012年3月 当社取締役常務執行役員環境事業部長兼高崎支店・東北支店業務執行責任者 2013年3月 当社取締役常務執行役員環境事業部・高崎支店・東北支店業務執行責任者 2015年3月 当社取締役常務執行役員企画営業本部長兼首都圏営業部・環境事業部・高崎支店・東北支店業務執行責任者 2016年6月 当社取締役専務執行役員企画営業本部長兼首都圏営業部・環境事業部・高崎支店・東北支店業務執行責任者 2017年3月 当社取締役専務執行役員企画営業本部長兼環境事業部・高崎支店・東北支店業務執行責任者 2019年3月 当社取締役専務執行役員事業本部長兼新規事業開発部長 2020年3月 当社取締役専務執行役員事業本部長兼購買部担当 2021年3月 当社取締役副社長執行役員事業本部長兼購買部担当 2023年3月 当社取締役副社長執行役員事業本部長(現任) (重要な兼職の状況) 箱島湧水発電PFI株式会社 代表取締役社長 株式会社大塚製作所 代表取締役社長	31,260株
〔取締役候補者とした理由〕吉井 誠氏は、長年にわたる営業部門並びに事業部門の責任者として、豊富な実績と経験に加え、2005年から当社の取締役として、経営を担ってまいりました。こうした経営者の実績と経験を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上を目指すため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	かたぬま あきら 片 沼 聡 (1961年12月9日生)	1987年2月 当社入社 2003年3月 当社冷熱部工事一部部長代理 2009年3月 当社冷熱部工事統括部長 2015年3月 当社執行役員冷熱部長 2015年6月 当社取締役執行役員冷熱部長 2019年6月 当社取締役常務執行役員冷熱部長 2020年3月 当社取締役常務執行役員冷熱部担当 2022年6月 当社取締役専務執行役員冷熱部担当 2023年3月 当社取締役専務執行役員事業本部 副本部長 2023年9月 当社取締役専務執行役員 東京支店長、兼横浜支店・千葉支店担当 2024年6月 当社取締役専務執行役員 首都圏事業部長、兼東京支店長（現任）	21,000株
〔取締役候補者とした理由〕片沼 聡氏は、長年にわたり工事部門の責任者を務め、2015年から当社の取締役、2020年5月から当社子会社の代表取締役として、経営を担ってまいりました。こうした経営者の実績と経験を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上を目指すため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。			
4	きむら てつお 木 村 哲 夫 (1956年2月14日生)	1987年4月 当社入社 2009年4月 当社設計部部長代理 2012年3月 当社設計部部長 2013年3月 当社技術本部設計部・積算部統括部長 2015年3月 当社執行役員技術本部長 2019年6月 当社常務執行役員技術本部長 2022年6月 当社専務執行役員技術本部長 2023年3月 当社専務執行役員 設計本部長、兼技術本部長、兼購買部担当 2023年6月 当社取締役専務執行役員 設計本部長、兼技術本部長、兼購買部担当 （現任）	9,300株
〔取締役候補者とした理由〕木村哲夫氏は、長年にわたり施工・技術・設計部門の責任者並びにシステム開発に関する豊富な実績と経験に加え、2015年3月から当社の執行役員、2023年6月から当社の取締役専務執行役員として業務を担ってまいりました。こうした業務の実績と経験を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
5	さとう くにあき 佐 藤 邦 昭 (1964年6月17日生)	1988年6月 当社入社 2007年3月 当社冷熱部営業二部部長代理 2014年3月 当社冷熱部営業統括部長 2020年3月 当社執行役員冷熱部長 2023年3月 当社常務執行役員冷熱部長 2023年6月 当社取締役常務執行役員冷熱部長 2025年4月 当社取締役専務執行役員 事業本部副本部長、兼冷熱部長（現任）	18,110株
〔取締役候補者とした理由〕佐藤邦昭氏は、長年にわたり営業部門の責任者として豊富な職務経験を有しており、2020年3月から当社の執行役員、2023年6月から当社の取締役常務執行役員として業務を担ってまいりました。こうした業務の実績と経験を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者いたしました。			
6	ふじい まさひろ 藤 井 政 宏 (1964年3月12日生)	1987年4月 株式会社群馬銀行入行 2006年2月 同行宝泉支店支店長 2007年10月 同行営業統括部推進役 2009年8月 同行営業統括部主任推進役 2011年6月 同行高崎北支店支店長 2014年2月 同行本店営業部副部長 2016年10月 同行富岡支店支店長 2018年10月 同行事務集中部部長 2019年4月 同行人事部付部付考査役 2019年5月 当社入社・顧問 2019年6月 当社取締役執行役員管理本部長 2025年4月 当社取締役常務執行役員管理本部長（現任）	6,000株
〔取締役候補者とした理由〕藤井政宏氏は、2019年から当社の取締役として経営を担ってまいりました。長年にわたり金融機関に携わった豊富な経験と幅広い知識を有しております。また、管理部門並びにコンプライアンス担当として、実績と経験を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上を目指すため、引き続き同氏を取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
7	とりい ひろやす 鳥 居 博 恭 (1969年9月20日生)	2001年5月 当社入社 2007年3月 当社ソリューション企画部部長代理 2013年3月 当社企画推進部長 2015年3月 当社執行役員企画推進部長 2019年6月 当社取締役執行役員企画推進部長 2022年3月 当社取締役執行役員企画推進部長、 生産システム開発担当 2023年3月 当社取締役執行役員 エンジニアリング事業部長（現任）	9,600株
「取締役候補者とした理由」鳥居博恭氏は、企画推進部門における建築分野並びにESG、SDGs等に関する豊富な実績と経験に加え、2019年から当社の取締役として経営を担ってまいりました。これまでの業務に関する実績と経営者としての経験を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上を目指すため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。			
8	いしだ あきひろ 石 田 哲 博 (1950年3月29日生)	1973年4月 群馬県庁入庁 2008年4月 同庁企画部長 2009年4月 株式会社エフエム群馬入社 2009年6月 同社専務取締役 2010年6月 同社代表取締役社長 2015年6月 当社社外取締役（現任） 2018年6月 株式会社エフエム群馬取締役会長 2021年6月 同社相談役	16,000株
「社外取締役候補者とした理由および期待される役割」石田哲博氏は、2015年から当社の社外取締役として業務を担ってまいりました。長年にわたる行政機関での見識とマスメディアの元取締役としての豊富な経験から、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言をいただいております。今後も、当社の持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
9	こうもと えいいち 河 本 榮 一 (1942年7月26日生)	1965年4月 株式会社大林組入社 1967年6月 河本工業株式会社取締役 1968年11月 同社代表取締役社長 2019年6月 当社社外取締役(現任) 2022年4月 河本工業株式会社代表取締役会長 2024年12月 同社取締役会長(現任)	4,000株
〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕河本榮一氏は、2019年から当社の社外取締役として業務を担ってまいりました。現在、建設会社の取締役会長を務め、経営者として建設分野の豊富な経験と幅広い見識を有しております。今後も、当社の業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言が期待できることから、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。			
10	※ えがしら さちよ 江 頭 幸 代 (1970年4月3日生)	2003年4月 独立行政法人広島商船高等専門学校 助手 2006年4月 大原大学院大学 准教授 2014年4月 関東学院大学 経営学部 准教授 2016年4月 堀川洋税理士事務所(現任) 2017年10月 関東学院大学 経営学部 経営学科 教授 (現任) 2019年6月 税理士登録 2021年4月 関東学院大学 副学長、教務部長(兼務) (現任)	0株
〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕江頭幸代氏は、税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、大学教授並びに大学副学長等を務めるなど、直接会社経営に関与された経験はないものの、これまでの幅広い経験を通じて企業戦略に関する専門的な知見も有しており、当社の経営を監督していただくとともに、経営全般に助言や意見が期待できることから新たに同氏を社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1. ※印は新任取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 石田哲博、河本榮一および江頭幸代の諸氏は、社外取締役候補者であります。なお、石田哲博、河本榮一および江頭幸代の諸氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
石田哲博氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって10年となります。
河本榮一氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって6年となります。
5. 石田哲博、河本榮一および江頭幸代の諸氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また、過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
6. 石田哲博、河本榮一および江頭幸代の諸氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
7. 石田哲博、河本榮一および江頭幸代の諸氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
8. 石田哲博、河本榮一および江頭幸代の諸氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
9. 当社は、会社役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

【ご参考】

取締役候補者の知識・経験・能力等を示すスキル・マトリックスは、下記の通りである。

氏 名	地 位	指名・報酬 委員会	独立 社外役員	取締役候補者が特に有するスキル							
				企業経営	営業 ・ マーケティング	人材開発	施工 ・ 技 術 開 発	リスク マネジメント	サステナビリティ ・ E S G	財務 ・ 会計	I T ・ D X イノベーション
町田 豊	代表取締役 社長執行役員	●		●	●	●	●	●			
吉井 誠	取締役 副社長執行役員			●	●			●	●		
片沼 聡	取締役 専務執行役員			●	●		●		●		
木村 哲夫	取締役 専務執行役員					●	●				●
佐藤 邦昭	取締役 専務執行役員				●	●		●			
藤井 政宏	取締役 常務執行役員					●		●	●	●	
鳥居 博恭	取締役 執 行 役 員				●				●		●
石田 哲博	社外取締役	●	●	●				●	●		
河本 榮一	社外取締役	●	●	●	●			●			
江頭 幸代	社外取締役		●	●	●					●	

第3号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、2025年5月14日開催の取締役会において、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

これに伴い、在任中の取締役9名（うち社外取締役2名）に対し、本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金の打ち切り支給をいたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各取締役の退任時とし、その具体的金額、方法等は取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本議案は、本招集ご通知16頁から17頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであり、その内容について相当であると判断しております。また、当社は従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく支給額を役員退職慰労引当金として計上しており、業績への影響はありません。

役員退職慰労金打ち切り支給の対象となる取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
まちだ ゆたか 町 田 豊	2009年6月 当社取締役執行役員 2016年6月 当社代表取締役社長執行役員（現任）
よしい まこと 吉 井 誠	2005年6月 当社取締役執行役員 2021年3月 当社取締役副社長執行役員（現任）
かたぬま あきら 片 沼 聡	2015年6月 当社取締役執行役員 2022年6月 当社取締役専務執行役員（現任）
きむら てつお 木 村 哲 夫	2023年6月 当社取締役専務執行役員（現任）
さとう くにあき 佐 藤 邦 昭	2023年6月 当社取締役常務執行役員 2025年4月 当社取締役専務執行役員（現任）
ふじい まさひろ 藤 井 政 宏	2019年6月 当社取締役執行役員 2025年4月 当社取締役常務執行役員（現任）
とりい ひろやす 鳥 居 博 恭	2019年6月 当社取締役執行役員（現任）
いしだ あきひろ 石 田 哲 博	2015年6月 当社社外取締役（現任）
こうもと えいいち 河 本 榮 一	2019年6月 当社社外取締役（現任）

第4号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1993年6月15日開催の第48回定時株主総会において、年額2億5,000万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額5,000万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は9名(うち社外取締役2名)ですが、第2号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、取締役は10名(うち社外取締役3名)となります。また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年70,000株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)といたします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針(なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。)その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保・維持を図り、当社の取締役に求められる役割と責任に応じた報酬水準および報酬体系になるように設計します。

2) 当社の取締役の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、月例の金銭報酬である固定報酬と臨時の金銭報酬である賞与並びに非金銭報酬である株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみとします。

当社は社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会を設置し、指名・報酬委員会は上場他社の報酬水準との比較結果を踏まえつつ、取締役会に報酬等の額を答申します。

2. 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

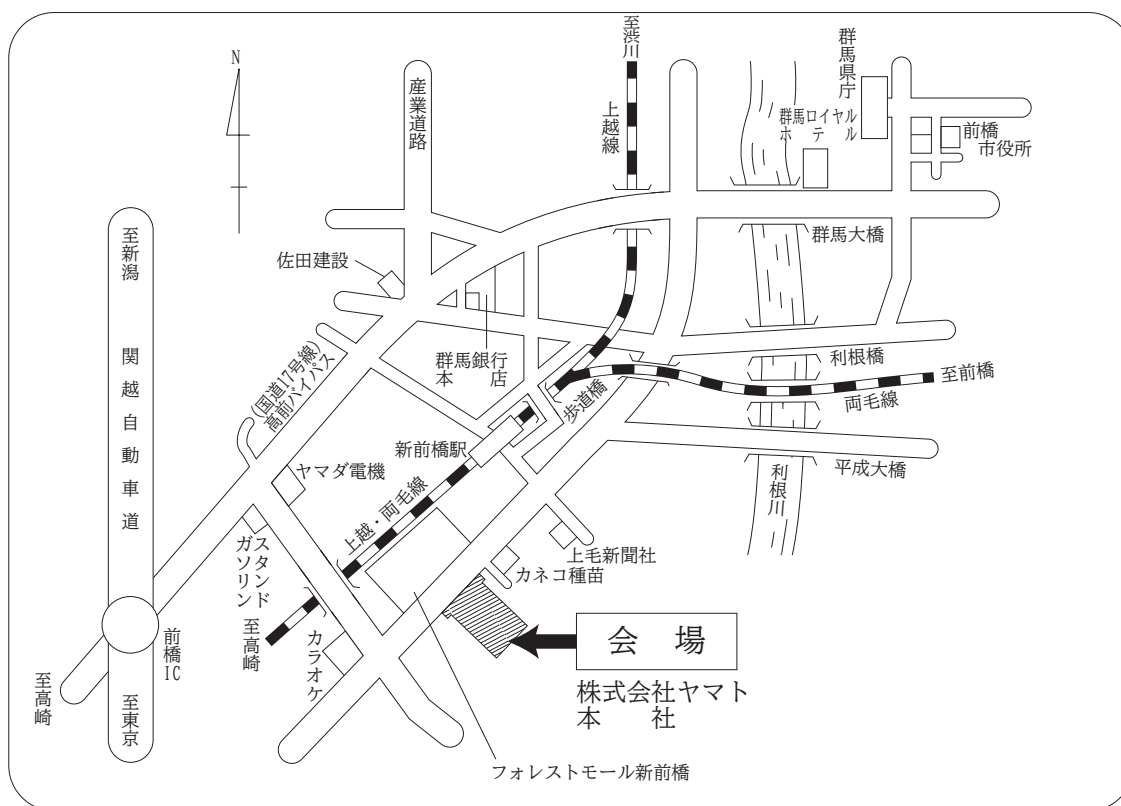
当社の取締役(社外取締役を除く)の固定報酬、賞与、株式報酬の額の割合については、取締役に對するインセンティブとして適切に機能する割合となるよう決定します。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定します。なお、取締役会は、取締役会決議をもって各取締役の報酬等の決定を社長に一任することができることとします。上記の委任を受けた社長は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、これを決定します。

以上

株主総会会場ご案内図



※お車でのご来場の際は、駐車場に限りがございますので予めご了承ください。

会 場 群馬県前橋市古市町118番地
 当社 本社8階 コンベンションホール
 TEL 027-290-1800(代)

交通機関 J R 東日本 新前橋駅より 徒歩約5分
 関越自動車道 前橋ICより 車で約5分